

# 平成 18 年度 税制改正等の主な内容

国が行なった平成 18 年度地方税法・所得税法の一部改正により、個人住民税・固定資産税・国民健康保険税で税額が増加したり、昨年まで非課税であった人が課税となっている場合があります。このことについては、以前にも広報紙等でお知らせしてありますが、多くの人から問い合わせをいただきましたので、再度掲載することとしました。改正の主な内容は次のとおりです。

## 個人住民税について

### ①配偶者にも均等割が課税されるようになりました

従来、均等割の納税義務者と生計を一にする配偶者は均等割が非課税とされていましたが、一定以上所得のある配偶者にも均等割 4,000 円（市民税 3,000 円、県民税 1,000 円）が課税されることとなりました。

### ②定率減税が半分にになりました

家計の税負担を軽減する目的で昨年まで 15%（上限 4 万円）減額されていた定率減税が、今年度から半分の 7.5%（上限 2 万円）に減額となりました。減税額が少なくなるということで結果として、18 年度分の税額は増えるということになりました。

なお、この制度は平成 19 年度に廃止され、来年度においてはさらに税額が増えることとなります。

### 65 歳以上の人へ

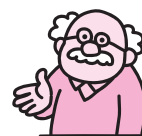
### ③老年者非課税措置が段階的に廃止になります

昨年まで 65 歳以上で前年の所得金額が 125 万円以下の人は住民税が非課税とされていましたが、しかし、この制度が段階的に廃止され、これまで非課税だった人も下記のように課税されることになりました。

○平成 18 年度分…所得割及び均等割の税額の 3 分の 1 を課税

○平成 19 年度分…所得割及び均等割の税額の 3 分の 2 を課税

○平成 20 年度分…所得割及び均等割の全額を課税



### ④公的年金等控除の見直しにより、65 歳以上の人々の公的年金所得額の計算方法が変わりました

最低保障額が昨年の 140 万円から 120 万円に変更されました。年金収入から差し引かれる金額がこれまでより少なくなるため、税額はその分増えるということになりました。

年金収入額	年金所得額
330 万円以下	「年金収入」 - 120 万円
～ 410 万円以下	「年金収入」 × 0.75 - 37 万 5 千円
～ 770 万円以下	「年金収入」 × 0.85 - 78 万 5 千円
770 万円超	「年金収入」 × 0.95 - 155 万 5 千円

### ⑤老年者控除が廃止されました

昨年まで 65 歳以上の方は、税額計算の際に所得から 48 万円を差し引くこととされていましたが、今年度から廃止されましたので税額が増えています。

上記の 65 歳以上の方とは、昭和 16 年 1 月 1 日以前に生まれた方のことです。

## 固定資産税について

全国的に地域や土地により負担水準（評価額に対する実際の税負担の割合）にばらつきがあったため、今年度から「課税の公平」及び「制度の簡素化」の観点から、負担水準が低い宅地についてはより税負担を上昇することとする「負担水準の均衡化」を一層促進する措置が導入されました。

その結果、課税標準額の計算方法が変わりました。

宅地等の固定資産税額計算は

税 額 = 課税標準額 × 税率 (1.4%) により求められます。

↓  
今年度の課税標準額を算出するには

負担水準を求めます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成 17 年度課税標準額}}{\text{平成 18 年度評価額}}$$

(住宅用地の場合は特例率を乗じた額)

### ①平成 18 年度税制改正では下記のとおり負担調整措置の改正が行われました

負担水準が 60% 未満 (住宅用地は 80% 未満) の土地については、平成 17 年度課税標準額に平成 18 年度評価額の 5% を加算した額が今年度の課税標準額となります。ただし、この額が評価額の 20% 未満の土地については 20% まで引き上げられています。

上記の税制改正により、負担水準の低い土地については多くの場合、税額の基礎となる課税標準額が昨年より評価額の 5% ほどあがっているため、税額も増加しているということになります。

## 国民健康保険税について

国民健康保険税は所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計により課税されています。そのうち所得割額は加入者全員の収入から算出し、資産割額は土地建物の固定資産税から算出していますので、今年度の住民税や固定資産税が上がった人は国民健康保険税についても増加しています。

国民健康保険税の算定において、次の 2 点が改正されています。

### ①介護納付金分の限度額が改正されました

40 歳以上 65 歳未満の国民健康保険加入者は、介護納付金分の限度額が 8 万円から 9 万円に引き上げられました。

※国民健康保険税総額での課税限度額は、62 万円となります。

課税限度額	平成 17 年度まで	平成 18 年度から
介護納付金分	80,000 円	90,000 円
基礎課税額 (医療分)	530,000 円	530,000 円 (変更ありません)

### ② 65 歳以上の公的年金等受給者に対する経過措置ができました

平成 18 年度 (平成 17 年分所得) の公的年金等控除 (個人住民税の項の表を参照してください) の見直しに伴い、国民健康保険税の負担が増加する公的年金等受給者に配慮するため、昭和 15 年 1 月 1 日以前生まれの人に対して、平成 18 年度・19 年度の国民健康保険税算定にあたり、緩和措置がとられることとなりました。

所得割算定の際、年金所得額から平成 18 年度は 13 万円が、平成 19 年度は 7 万円が特別控除されま

【問い合わせ先】市税務課 ☎(52)5602、(52)5603

## 介護保険料について

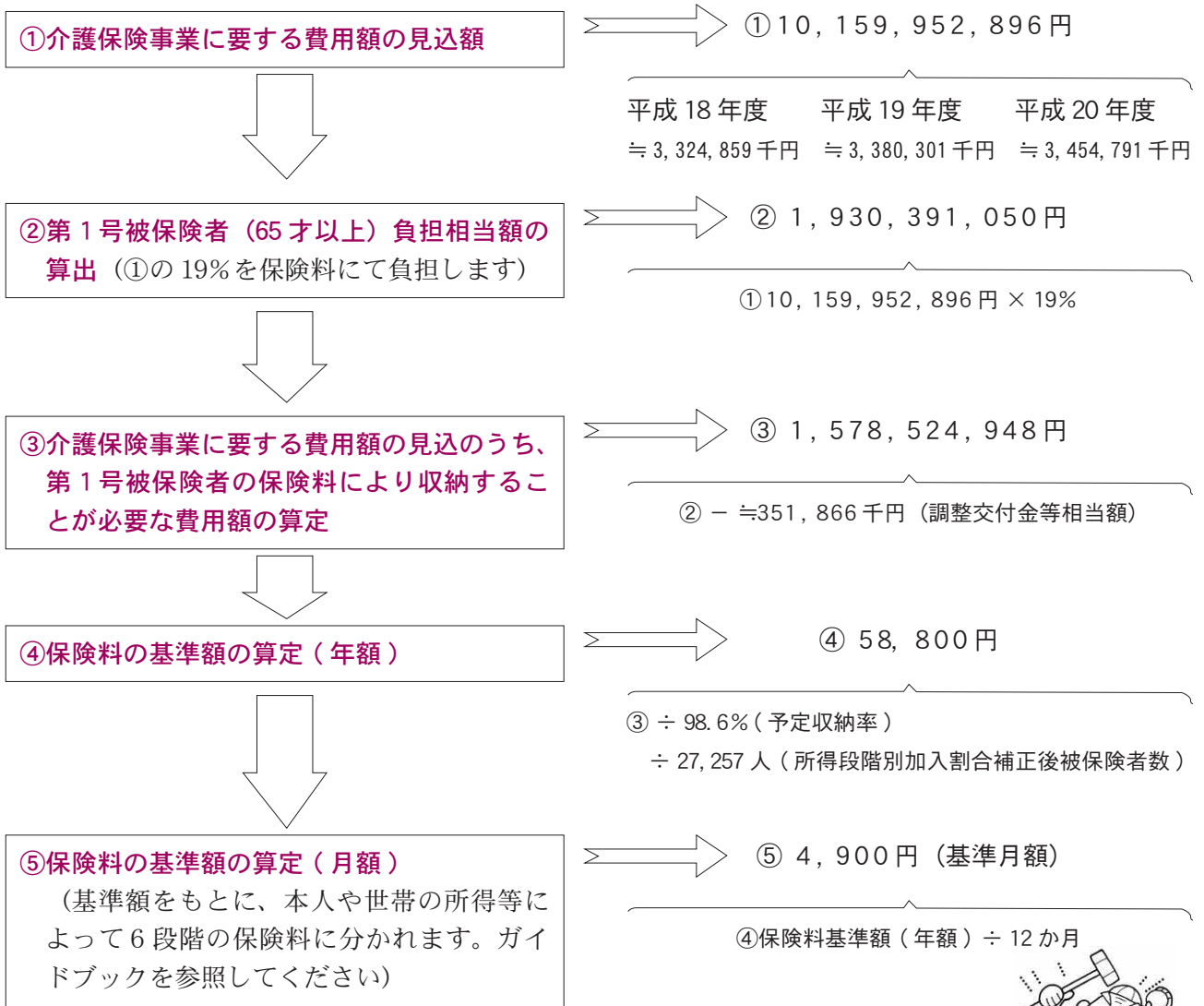
平成18年3月末における美馬市の65歳以上人口は10,227人、高齢化率は29.4%となっており、県や全国平均より速く高齢化が進んでいます。この傾向は今後も引き続き進行すると予測されています。

介護保険事業は、国及び県負担金(37.5%)、市負担金(12.5%)及び保険料(50%)をもって事業の実施にあたっています。保険料の内19%は第1号被保険者(65歳以上)が負担し、31%は第2号被保険者が負担しています。

そこで今回の介護保険料の改正にあたり、市は昨年度、各種団体の代表者で構成された美馬市介護保険事業計画作成委員会において審議をいただき、美馬市介護保険事業計画を策定しました。

この計画では、過去の各種サービス利用実績などをもとに平成18年度から平成20年度までを事業運営期間とし、3年間を通じた人口推移や各種サービス利用量などを見込み、介護保険事業に要する費用額を算定しました。

国の定める保険料の算定方式は、下図のとおりです。右側は美馬市の算定数値です。〔市では第1号被保険者(65歳以上)の保険料を算定しています〕



※税制改正により影響を受け介護保険料の段階が上昇した被保険者に対して、平成18年度からの2年間について激変緩和措置が講じられています。詳しくは、介護保険料の通知書2頁の裏面を参照してください。適用を受ける人には通知書に記載されています。



【問い合わせ先】市高齢・介護保険課 ☎(52)5605